

くらしの情報

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員はあなたの街で
人権相談・人権啓発活動をしています

今日も元気に過ごしていますか！



村の人権擁護委員は・・・

- 木村良麿 委員（中篠津） ☎ 58-3770
- 吉竹栄子 委員（高倉） ☎ 57-2907

誰もが幸せに安心して暮らせるように
私たち、人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。



皆さんの集まりに人権擁護委員がお伺いして
一緒に交流します！

札幌人権擁護委員協議会

○事務局／札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎内
(常設相談所あり)

☎ 011-709-2311 (内線2207)

札幌市・江別市・当別町・新篠津村
恵庭市・千歳市・北広島市・石狩市

第3回

「誰が相続人になるの？(2)」

Q 1

先月父が亡くなりました。実は父は再婚で、前妻との間に道男さんという子がいます。前妻に引き取られ父の戸籍から抜けていますが、それでも道男さんに相続権はあるのでしょうか？

A 1

前妻との間の子である道男さんにも相続権があります。認知した子、養子縁組している子も同様に相続権があります。

Q 2

(Q 1から数年後) 道男さんと話し合いをするのは気が引けて、手続きをせずにいたところ、道男さんが亡くなってしまいました。道男さんには5人の子どもがいたようです。どうなってしまうのでしょうか？

A 2

道男さんに代わって、道男さんの妻と、道男さんの5人の子ども全員が相続権を引き継いでいます。相続手続きをするためには相続権のある者全員の間で話し合いをする必要があります。

このように、時間が経つと相続関係が複雑になってしまう場合があります。相続手続きは、早めに済ませておくことで安心です。

○問合先／札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>

自衛官等募集

君の決意が国の力に！

【受付期間】年間を通じて行っています。

【応募資格】採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子

※2年ごとに任期があり、継続するか就職するかの選択ができる制度で、3カ月の基礎教育終了後、自衛官に任用される制度です。

※試験日等につきましては、お気軽に事務所までお尋ねください。

問合先：自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎011-383-8955
または役場住民課住民生活係 ☎57-2111 (内線347)

執務中の軽装にご理解を！



6月～9月末までは、軽装(ノーネクタイなど)での執務を励行していますので、ご理解願います。

総務課総務係

